

佐倉市

男女平等参画基本計画

【第4期】

～だれもが輝けるまち 佐倉～

令和2年3月

佐倉市

はじめに



近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行や雇用環境の変化など、様々な分野で急速に変化しています。また、人々の価値観やライフスタイルも多様化しており、市民一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができる社会の実現が、ますます重要となっています。

本市においては、平成21年3月に「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。これらの取組により、男女平等参画に対する理解は少しづつ浸透してきましたが、解決しなければならない課題は残っており、また、社会の急速な変化とともに、より多岐にわたるものとなっています。

このような状況のなか、国ではいわゆる「女性活躍推進法」が施行され、女性が経済的に自立し自分らしく生きるための取組や、従来の男性型長時間労働の見直しに向けた施策など、新たな方向性に対応する取組が求められています。また、増加するドメスティック・バイオレンスへの対応や、性的マイナリティの方への支援や社会参画推進など、第3期計画期間中に発生した新たな課題の解消に向け、さらなる取組も求められています。

本計画は、これまでの取組の成果を承継しつつ、男女平等参画社会に関する市民意識調査の結果や事業の進行状況等も踏まえ、男女平等参画社会形成の促進のための取組の方向性を定めるものとして、策定いたしました。

男女平等参画社会の実現は、市民の皆様、事業者並びに関係機関との連携のもとで成し遂げられるものです。これまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました佐倉市男女平等参画審議会委員の方々をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました皆様、その他これまで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

佐倉市長 西田 三十五

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 基本目標と重点事項	3
5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の体系.....	6
6. 計画の進行管理.....	7
7. 計画の目標値	8

第2章 計画の内容

基本目標I 人権の尊重	10
課題A 人権侵害のない社会づくり	10
課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶	13
課題C 男女平等の意識づくり	18
課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	22
基本目標II あらゆる場への男女平等参画の推進	25
課題E 意思決定過程における男女平等参画	26
課題F 職場における男女平等参画	28
課題G 家庭における男女平等参画	34
課題H 地域活動への男女平等参画	38
基本目標III 安心して暮らせるまちづくり	40
課題 I 生涯にわたる心と体の健康づくり	40
課題 J 安全・安心な社会環境の整備	42
基本目標IV 推進体制の整備・充実	45
課題K 庁内推進体制の充実	45

課題L 国・県・関係機関との連携	48
------------------	----

資料

佐倉市男女平等参画審議会 委員名簿	49
佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会 委員名簿	49
基礎資料概要	50
佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】策定経過	51
男女共同参画社会基本法	53
佐倉市男女平等参画推進条例	57
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	74
男女平等参画社会づくりの歩み	81
言葉の解説	85

【市民意識調査報告書からの引用図表】

ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験	13
各分野における男女平等感	18
性別役割分業への賛否	19
男女平等な社会をつくるために、家庭・学校や地域社会で重要な教育	24
PTA会長や自治会長、議会・委員会等への女性の参画が少ない原因	25
女性が職業を持つことについての意識	31
子育てを支援するために重要なこと	36
男女平等参画推進センターに期待すること	47

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月に、男女がお互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されました。本市においては、平成 11 年 3 月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成 11 年度～平成 15 年度)を策定し、平成 14 年 12 月には、男女が共に社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会を目指して「佐倉市男女平等参画推進条例」を策定しました。その後、「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】(平成 16 年度～平成 20 年度)、【第 3 期】(平成 21 年度～平成 31 年度)」を策定し、男女平等参画社会の形成を目指して総合的な取組を行ってきました。

これらの取組により、男女平等参画に対する理解は少しづつ浸透してきましたが、平成 29 年 9 月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果からは、今なお固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、女性の職場における政策・方針決定過程への参画が不十分であることがうかがえます。

社会全体を見渡すと、少子高齢化の進行、急速な情報通信技術の発展による情報化、外国人の入国者数増加等による国際化などの社会の変化や、性の多様性に対する人々の関心の高まりなどにより、男女平等参画推進における課題は多岐にわたり、幅広い取組が求められています。中でも、家庭における配偶者等からの暴力は、近年、被害が潜在化しやすく複雑な問題として深刻であるということが広く認識されつつあります。また、社会の活力を維持していくために、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、積極的に参画できる環境を整備するため、平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる「女性活躍推進法」)が施行されました。

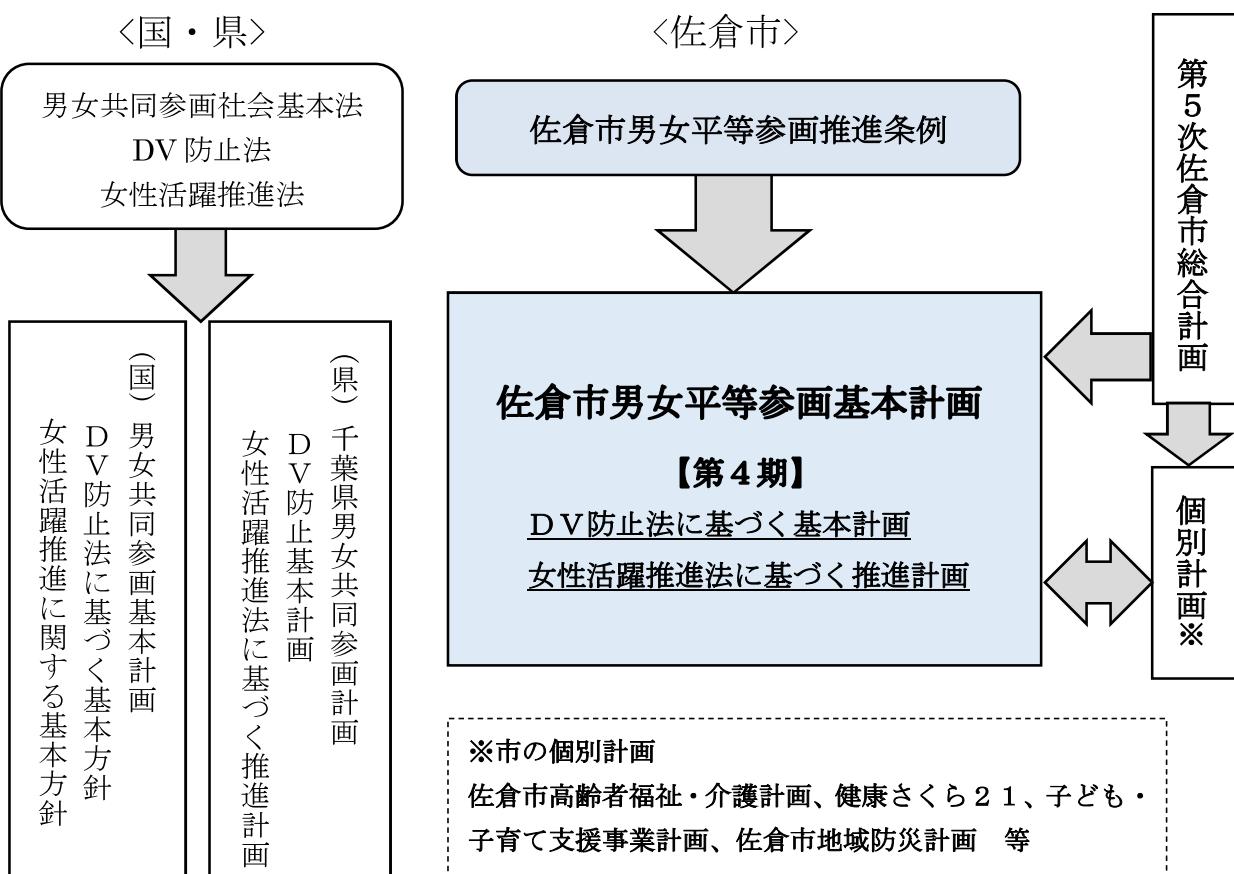
今後、急速に変化する社会に対応していくために、女性だけではなく全ての人々があらゆる面での違いを肯定し、互いに認め合う社会の構築が喫緊の課題となっています。

このたび、令和元年度で「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」の期間が満了となることから、家庭や職場に限らず、社会のあらゆる分野での男女平等参画を実現する取組をより一層推進していくため、本計画を策定しました。国や千葉県の計画を勘案し、社会情勢の変化・法制度の改正・市民意識調査の結果等を踏まえ、引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 平成 21 年 5 月に策定した「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」の成果を引き継ぐものです。また、具体的な事業内容については、実施計画としての性格も有しています。
- (3) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、県の「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、市のまちづくりの最上位計画である「第 5 次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものであります。また、市の各個別計画との連携により推進されるものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく市町村推進計画としても位置づけます。
- (5) 国際社会共通の目標 「持続可能な開発目標(SDGs)」(※P.85 参照)で掲げる「ジェンダー平等の達成、すべての女性及び女子のエンパワーメント」を目指し、計画を推進します。

DV 防止法に基づく基本計画の該当部分	基本目標 I → 課題 B → 事業 No.12~29
女性活躍推進法に基づく推進計画の該当部分	基本目標 II → 課題 E・F → 事業 No.52~81



3. 計画の期間

この計画は、令和 2 年度（2020 年度）を初年度とし、令和 13 年度（2031 年度）までの 12 年間の計画です。

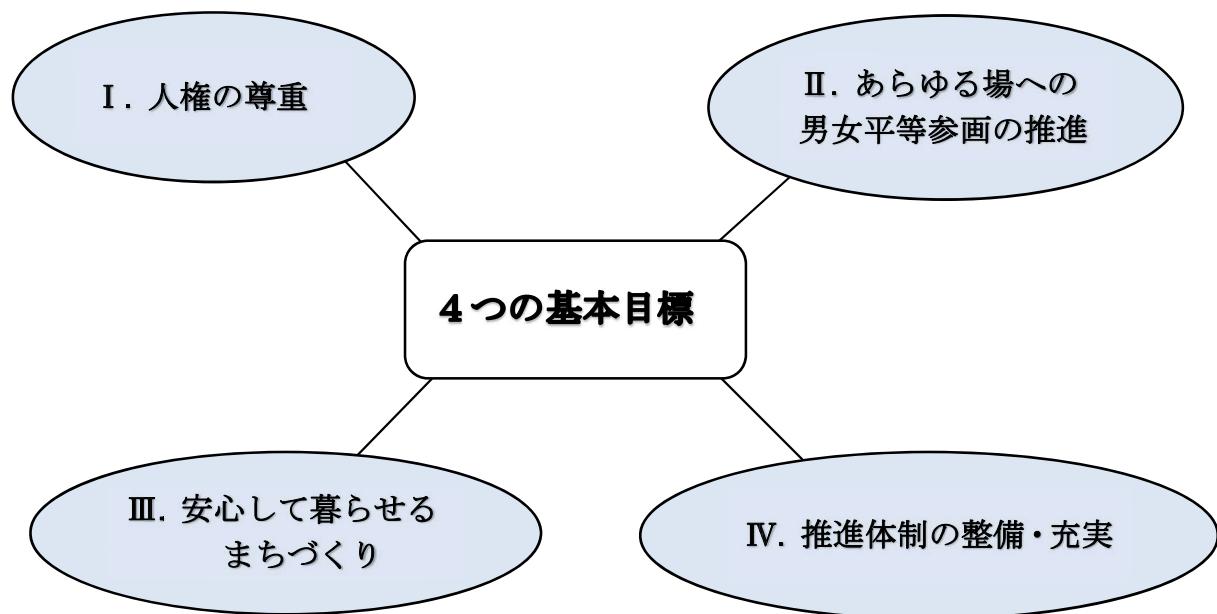
なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4. 基本目標と重点事項

この計画では、中長期的に取り組むべき柱として、4 つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取組を進めます。

また、これまでの取組の成果や市民意識調査の結果、経済社会情勢を踏まえ、6 つの「重点事項」を定めて、特に重点的に取り組みます。

【基本目標】



【重点事項】

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 対策の取組強化

ドメスティック・バイオレンス (DV) (※P. 86 参照) の被害は、当事者が声をあげにくいことが指摘されていますが、平成 29 年度に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、DV 被害の経験がある市民のうち、誰にも相談しなかった人が 69% を占めています。重大な人権侵害であり、子どもたちへも深刻な影響を与える DV を根絶するための情報提供や意識啓発を積極的に行うとともに、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。

基本目標	個別課題	施策の方向
I . 人権の尊重	B. 性差によるあらゆる暴力の根絶	①DV 防止への取組強化 ②DV に関する相談・支援体制の充実 ③関係機関との連携強化

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」「どちらともいえない」と答えた市民が 45.7% を占めており、固定的な性別役割分担意識が依然として強く残っていることがうかがえます。誰もが性別にかかわりなく社会のあらゆる分野において、その個性と能力が十分に發揮できるよう、継続した啓発・広報活動を積極的に行い、固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。

基本目標	個別課題	施策の方向
I . 人権の尊重	C. 男女平等の意識づくり	①固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し

(3) 男女平等教育の推進

男女平等の意識づくりは、長期的な視点で取り組む必要があり、子どもの学校教育の段階から、男女平等の視点に立った教育を進めることが重要です。また、男女平等の意識を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域などの日常の様々な関わりなどにおいても、適切な教育を推進することが必要です。

基本目標	個別課題	施策の方向
I . 人権の尊重	D. 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	①男女平等教育の推進

(4) 政策・方針決定への女性の参画の促進

市の各種審議会・委員会等の女性委員比率は、少しづつ向上していますが、未だ目標値(35%)を達成していません。また、地域や事業所などの方針決定への女性参画も、十分な状況とは言えません。あらゆる分野で男女平等参画の視点を取り入れることができるように、政策・方針決定の場に女性が参画できる環境づくりを進めます。

基本目標	個別課題	施策の方向
II. あらゆる場への 男女平等参画の推進	E. 意思決定過程における 男女平等参画	①政策・方針決定への女性の参画の促進

(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、理想として「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先したい人が 22.1%と多くなっていますが、現実に共に優先している人は 6.3%となっています。個人がそれぞれの意思により、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の調和のとれた豊かな生活が送れるよう、働きながら安心して子育てなどができる環境づくりを進めます。

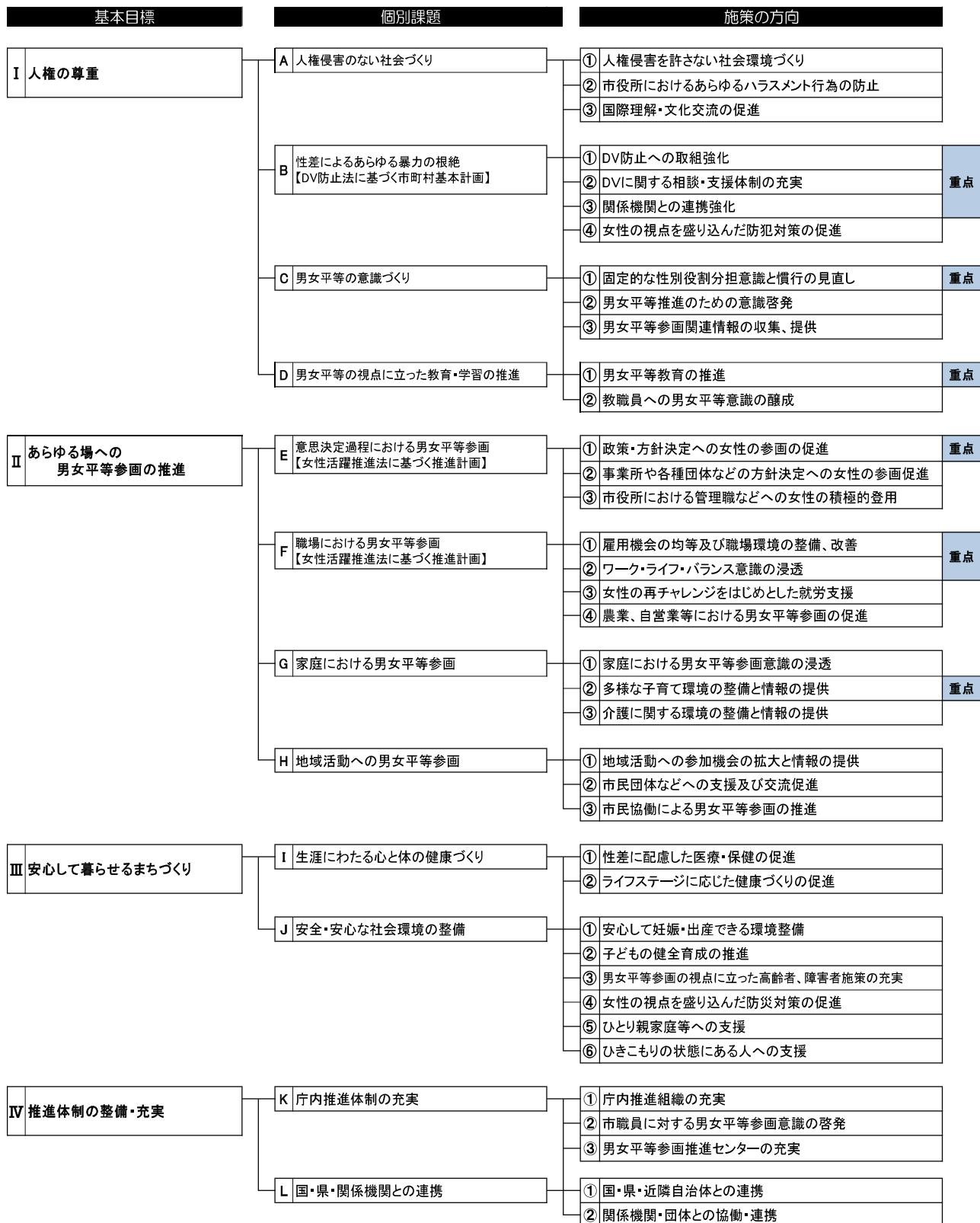
基本目標	個別課題	施策の方向
II. あらゆる場への 男女平等参画の推進	F. 職場における男女平等参画	①雇用機会の均等及び 職場環境の整備・改善 ②ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

(6) 多様な子育て環境の整備と情報の提供

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策として、62.5%の市民が「子育てをしやすい環境整備」と回答しています。男女共に家庭的責任を担えるようなライフスタイルを確立するためには、子育てをしやすい環境の整備は不可欠であり、保育サービスの充実や、保育に関する情報の充実などに取り組みます。

基本目標	個別課題	施策の方向
II. あらゆる場への 男女平等参画の推進	G. 家庭における男女平等参画	②多様な子育て環境の整備と情報の提供

5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の体系



6. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、各事業の実施状況等を把握し、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議等(※¹)により、全庁的な情報共有と連携を進めます。そして、市民や事業者、学識経験者等によって構成される佐倉市男女平等参画審議会(※²)において、各事業の実施状況を評価し、評価結果を施策に反映させます。

また、市で実施する男女平等参画に関する市民意識調査において、市民の意識を調査・分析し、本計画の目標の達成度を測り、男女平等参画推進のための資料として活用します。各事業の実施状況や評価結果については、市ホームページ等を活用して、広く公表します。

男女平等参画社会の実現のため、市が率先して取り組み、その成果や経験を市民・地域に発信し、市民や事業者等との協働により本計画の実効性を高めます。

(※¹) 佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議

市における人権施策及び男女平等参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。市長を議長、副市長を副議長とし、教育長、上下水道事業管理者、会計管理者並びに部及び室の長を構成員としています。また、推進会議の下に、担当課長等を委員とした調整会議を設置し、推進会議において審議する事項に係る庁内調整に関する協議などを行います。

(※²) 佐倉市男女平等参画審議会

佐倉市男女平等参画推進条例第17条に基づく、市民や事業者、学識経験者等によって構成される市長の附属機関です。男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項や、基本計画に掲げる施策の実施状況等について調査・審議します。

7. 計画の目標値

基本目標Ⅰ 人権の尊重

指 標	現状値		目標値 R4 年度	備 考
	H24 年度	H29 年度		
社会全体での男女平等感(※ ¹)	18.5%	15.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
社会通念・習慣における男女平等感(※ ¹)	14.2%	12.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
性別役割分業に同感する人の割合(どちらとも言えない人を含む)	49.6%	45.7%	減少	男女平等参画社会に関する市民意識調査
DV 被害者のうち、公的機関に相談した人の割合	6.6%	8.2%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
学校教育の場での男女平等感	60.3%	61.9%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査

基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進

指 標	現状値		目標値 R4 年度	備 考
	H24 年度	H29 年度		
家庭生活の中での男女平等感	31.9%	36.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
地域社会の中での男女平等感	26.5%	28.7%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
職場の中での男女平等感	15.3%	21.3%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
市の各種審議会、委員会等の女性委員比率(※ ²)	26.6%	28%	35%	自治人権推進課調べ
市の管理的地位にある女性職員の割合(※ ³)	4.4%	16.9%	—	人事課調べ
法律・制度の中での男女平等感(※ ¹)	39.9%	33.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
政治の場での男女平等感(※ ¹)	19.3%	16.2%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

指 標	現状値		目標値 R4 年度	備 考
	H24 年度	H29 年度		
人生の選択肢の自由における 男女平等感（※ ¹ ）	37%	33.1%	増加	男女平等参画社会に 関する市民意識調査
介護予防ボランティア登録者数 (※ ⁴)	53 人	166 人	—	高齢者福祉課調べ
子宮頸がん検診受診率（※ ⁵ ）		5.3%	50%	健康増進課調べ
乳がん検診受診率（※ ⁵ ）		11.5%	50%	健康増進課調べ

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

指 標	現状値		目標値 R4 年度	備 考
	H24 年度	H29 年度		
男女平等参画推進センターの認知度	25.8%	32.2%	増加	男女平等参画社会に 関する市民意識調査
男女平等参画の視点を意識して 業務に取り組んでいる市職員の割合 (※業務該当者全体における割合)		81%	100%	職員アンケート調査

(※¹) 目標値は、平成 24 年度の数値を基準とする。

(※²) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、国や県の目標値等を勘案し設定。

(※³) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、女性活躍推進法に基づく佐倉市特定事業主行動計画を見直し後に設定。

(※⁴) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、佐倉市高齢者福祉・介護計画を見直し後に設定。

(※⁵) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、国で定めている目標値等を勘案し、健康さくら 21 (第 2 次)【改訂版】内で掲げる数値。

※目標値については、市民意識調査（令和 4 年度実施予定）の結果等をもとに見直しを行う。